

第2期八王子市消費生活基本計画

八王子市消費者教育推進計画

取り組み状況と今後の検討課題

《振り返り資料》

～重要課題1 消費生活の環境基盤整備 編～

事業ごとに、計画期間中の取り組み状況（振り返り）と今後の課題について取りまとめました。

【現行計画（第2期八王子市消費生活基本計画）の重要課題】

現行計画の重要課題 第2期八王子市消費生活基本計画より

第2部 計画の重要課題と体系

第1章 重要課題

重要課題1 消費生活の環境基盤整備

市民が消費に関して不安を抱くことなく、消費生活を安心して送ることができるよう、関係機関との連携を深めるとともに、地域の多様な機関・団体との連携を強化し、地域で支え合うことができるネットワークづくりを進めます。また、消費者の不安の解消、消費者トラブルの回避につながる有益な情報を多様な機会を活用して提供するとともに、適正表示、適正取引の確保に向けて事業者との連携のもとに安心できる市内消費環境の整備に取り組みます。

重要課題2 消費者教育の推進

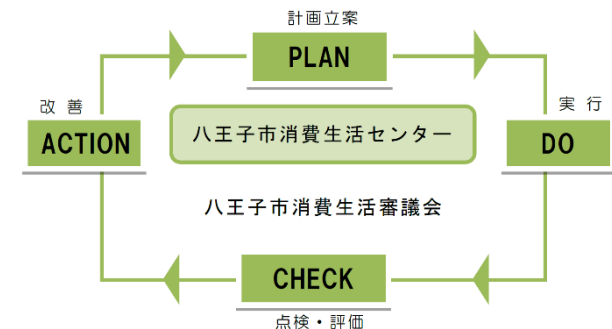
消費者市民社会の形成とは、公正かつ持続可能な社会に向け、一人ひとりの消費者が自ら考え主体的に行動できるようになることであり、そのためには生涯にわたる消費者教育の充実を図ることが求められます。幼児期から高齢期までのライフステージに応じた効果的な消費者教育が体系的に行われるよう、学習機会の提供とともに、その担い手の育成等に取り組みます。また本市では大学生を中心とした若者や高齢者の消費生活相談が多いことなどから、これらの特性も考慮した効果的な消費者教育を推進していきます。

重要課題3 消費者被害の防止・救済

複雑化・多様化する消費者被害を未然に防止することは、安全・安心な消費生活の前提となるものです。また、消費者トラブルにあった場合には、迅速に被害の回復に向けて支援することが求められます。消費生活センターを中心に、消費者トラブルに関する迅速な情報提供や相談の充実を図るとともに、気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。また、悪質な事業者に対しては、関係機関との連携のもと、事業者名の公表などの指導を行います。

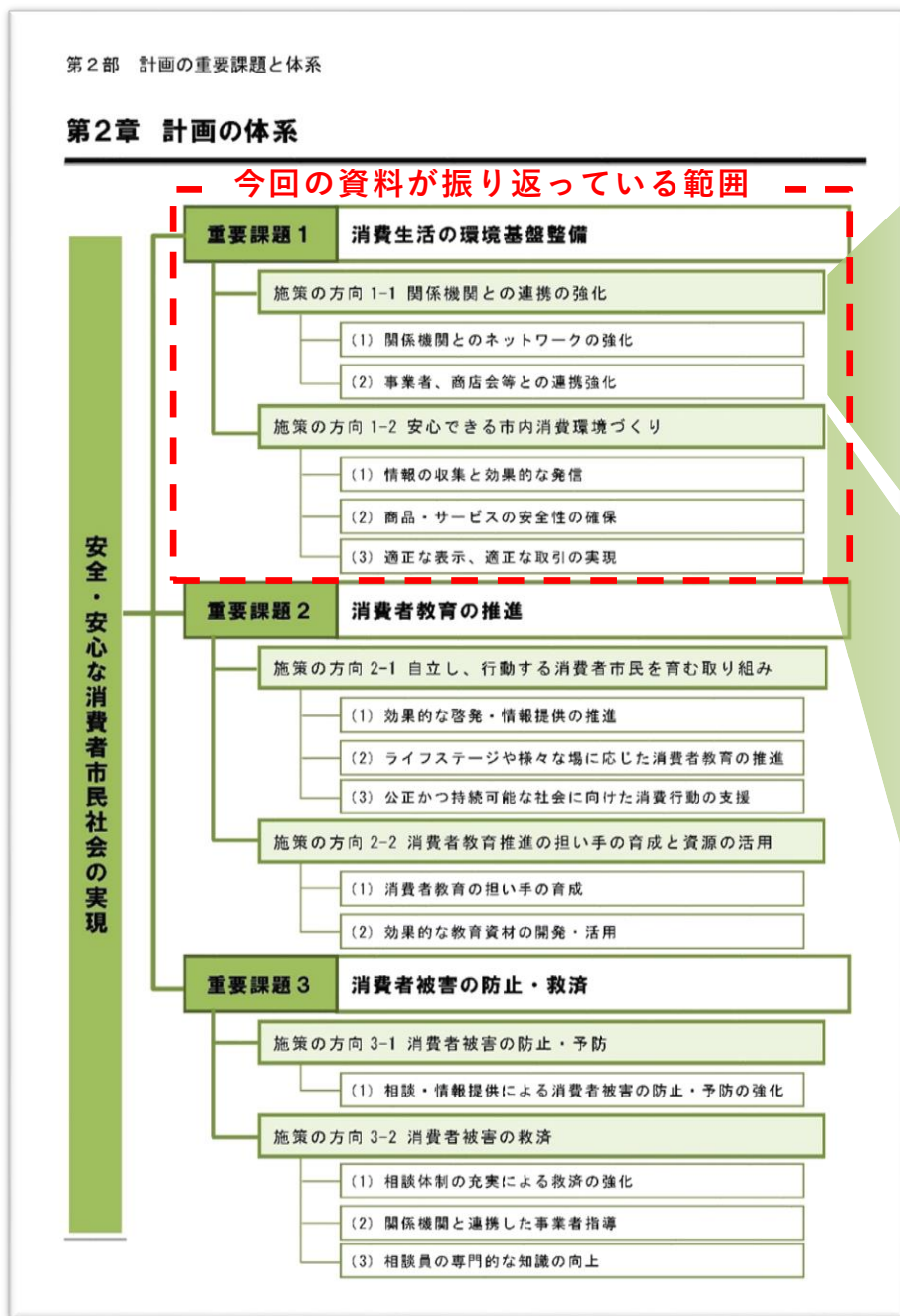


- 現在の消費生活基本計画では、計画の理念を達成するための重要課題3点が掲げられています。
- 重要課題は左表の3点で、それぞれに課題の内容が記載されています。
- 課題を解決するための具体的取り組み（事業等）については、次ページ以降に記載しています。
- 本資料は、それらの事業のうち、重要課題1に関係するものについて、計画期間中の“取り組み状況”を“振り返り資料”として取りまとめたものです。
- これまでの審議会において取り組みの報告と検証を年度ごとに実施しており、取り組み内容の充実に繋げています。



【現行計画（第2期八王子市消費生活基本計画）の体系(図)と施策の展開】

現行計画の体系(図) 第2期八王子市消費生活基本計画書より



重要課題1のかかわる事業一覧

本資料は重点課題1に係る事業（下記の事業）について振り返りをしています。

事業No.	事業名	所管課名	本資料掲載ページ
-------	-----	------	----------

施策の方向1-1 関係機関との連携の強化

(1) 関係機関とのネットワークの強化

1	市役所内ネットワークの強化	消費生活センター	P5
2	地域のネットワークづくり	消費生活センター	P6
3	消費者団体への支援	消費生活センター	P8
4	警察との連携強化	消費生活センター 防犯課	P9

(2) 事業者、商店会等との連携強化

1	商店街活性化の推進	産業振興推進課	P12
2	事業者指導の実施	生活衛生課	P13
3	事業者への啓発	消費生活センター	P14
4	商店会、商工会議所との連携	消費生活センター 産業振興推進課	P15
5	計量業務を通じての事業者との連携	消費生活センター	P17

施策の方向1-2 安心できる市内消費環境づくり

(1) 情報の収集と効果的な発信

1	事故情報などの迅速な提供	消費生活センター	P19
2	市民への安全情報の提供	消費生活センター	P20
3	関係機関との情報共有	消費生活センター	P21
4	知識の普及・啓発	消費生活センター	P23
5	消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	消費生活センター	P25

(2) 商品サービスの安全性の確保

1	食の安全確保と情報提供	生活衛生課	P26
2	住まいの相談会の実施	住宅政策課	P28

(3) 適正な表示、適正な取引の実現

1	商品の表示に関する検査・指導の実施	消費生活センター	P30
2	適正な計量に関する検査・指導の実施	消費生活センター	P32

【計画期間中の事業の状況】

以降のページで現行計画（第2期八王子市章生活基本計画書）の「重要課題1 消費生活の環境基盤整備」に係る事業の計画期間中における実施状況などをまとめています。

重要課題1 消費生活の環境基盤整備		
施策の方向1-1 関係機関との連帯強化		
市役所内のみならず、国や東京都などの関係機関との連携の強化、町会・自治会、商店会、商工会議所などの地域との連携強化に努め、互いに支え合うネットワークづくりを進めます。また、中核市移行に伴い権限移譲された計量業務を実施することにより、市内事業者との情報交換をはじめとする密接な関係を築き、連携の強化を図ります。		
1 1. 市役所内のネットワーク強化	2 計画期間中の実績・評価	3 <消費生活センター> 今後の課題
主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
<p>(1) 関係機関とのネットワーク強化</p> <p>総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。</p>	<p>福祉部関連の会議では、市内で起きている課題の情報が共有され消費者トラブルの解決にも有益な情報が得られることから相談業務にも役立っています。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域福祉ネットワーク会議参加（11月） ・重層的支援会議（個別案件）参加（3月） ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修）（10月、12課15人） <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域福祉ネットワーク会議（書面会議） ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修） <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域福祉ネットワーク会議参加 ・庁内連絡会開催 ・東京都主催多重債務問題研修会（所管職員の参加） ・シニアクラブ連合会常任理事会 <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画策定庁内検討会 ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題に関する研修会 ・多重債務問題庁内連絡会 <p>《平成30年年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題に関する研修会 ・多重債務問題庁内連絡会 <p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題に関する研修会 ・多重債務問題庁内連絡会 	<p>今後も関係所管との連携や情報共有の場を広げる必要があります。引き続き、関係所管の開催する会議に参加し、（関係所管との）情報共有、連携に努めます。</p> <p>・「消費者被害の未然防止と拡大防止」を図る上で、現在起きている新しい被害やその防止策を把握することは重要です。</p> <p>関連機関とのネットワークを強化し新しい情報を常に確保するために、会議・研修等は継続して開催し、対外会議へも積極的に参加します。</p>



- ・ 事業ごとに、①「主な取り組み」と②「計画期間中の実績・評価」と③「今後の課題」が記載されています。
- ・ ②「期間中の実績・評価」の欄には、実績や評価にあわせて、各年度に実施した事業やイベント状況などを記載してあります。
- ・ ③「今後の課題」の欄には、課題だけでなく、今後の取り組み方針や必要性などが記載されています。

施策の方向 1-1 関係機関との連携強化

市役所内のみならず、国や東京都などの関係機関との連携の強化、町会・自治会、商店会、商工会議所などの地域との連携強化に努め、互いに支え合うネットワークづくりを進めます。また、中核市移行に伴い権限移譲された計量業務を実施することにより、市内事業者との情報交換をはじめとする密接な関係を築き、連携の強化を図ります。

1. 市役所内ネットワークの強化

<消費生活センター>

	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
(1) 関係機関とのネットワークの強化	<p>総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。</p>	<p>福祉部関連の会議では、市内で起きている課題の情報が共有され消費者トラブルの解決にも有益な情報が得られることから相談業務にも役立っています。</p> <p>多重債務問題に対する関心や連携を深めました。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 12課・4外部団体〈11月〉 ・重層的支援会議（個別案件） 〈3月〉 ・多重債務問題庁内連絡会(日本貸金業協会講師研修)〈10月、12課15人〉 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域ネットワーク会議（書面会議）12課・4外部団体 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修） <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域福祉ネットワーク会議参加 12課・4外部団体 ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修） <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画策定庁内検討会 ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 12課・4外部団体 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修） <p>《平成30年年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議会 ・防犯対策連絡会 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 ・多重債務問題庁内連絡会（日本貸金業協会講師研修） <p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議会 ・防犯対策連絡会 ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係所管との連携や情報共有の場を広げる必要があります。引き続き、関係所管の開催する会議に参加し、（関係所管との）情報共有、連携に努めます。 ・「消費者被害の未然防止と拡大防止」を図る上で、現在起きている新しい被害やその防止策を把握することは重要です。 <p>関係機関とのネットワークを強化し新しい情報を常に確保するために、会議・研修等は継続して開催し、対外会議にも積極的に参加してきたいと考えています。</p>

2. 地域のネットワークづくり (1/2)

<消費生活センター>

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>地域のコミュニティ機能のさらなる向上を目指し、警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）などのネットワークづくりに取り組みます。</p>	<p>高齢者の生活に身近なケアマネジャー及び地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）職員向けにオンラインの「高齢者見守り講座」を実施したことで、相談センターとの接点や情報交換が可能となりました。また、国・都・市の消費生活に関する情報は毎月提供しており、情報提供も通じてネットワークを維持しました。</p> <p>警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）などとの関係を深めることができました。</p> <p>《令和4年度》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・地域ケア会議に出席し消費生活に関する情報提供 ・「高齢者見守り講座」（オンライン開催）〈3回、受講者83名〉 ・高齢者あんしん相談センター(めじろ台)広報紙に消費者トラブルの注意喚起情報を提供 ・警察、相談センターとの連携で消費者トラブルの防止、被害者救済に繋がった</p> <p>【商店会連合会とのネットワーク】 ・商店会連合会“あきんど祭り”参加 靈感商法及び消費者トラブル注意喚起グッズ配布〈800件〉</p> <p>《令和3年度》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・定例会で「高齢者見守り講座」の啓発を実施〈6月、10月、11月〉 【高齢者向けサロンとのネットワーク】 ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り活動」を実施〈10カ所〉 【民生委員会・シニアクラブとのネットワーク】 ・民生委員会長会、シニアクラブ連合会常任委員会に啓発資料を提供〈6月、7月、8月〉</p>	<p>・様々な地域の組織と連携し、消費者トラブルの注意喚起情報の提供や協働を広める必要があります。</p> <p>・「高齢者見守り講座」を高齢者あんしん相談センターの未実施ブロックで開催する予定です。</p> <p>・ネットワークづくりは進んでいるので、ネットワークを生かしながら、消費者被害に遭いやすい高齢者見守りの強化へ発展するよう努力が必要です。</p> <p>・「消費者被害の未然防止と拡大防止」を図る上で、被害に遭いやすい高齢者等との繋がりをもつ、地域のネットワークとの連携は、今後ますます必要になると考えられます。</p> <p>・八王子未来デザイン2040にもあるように、「人や地域のつながり」により、消費者トラブルを防ぐ情報の浸透以外の持続可能な社会に向けた消費行動の普及が期待できます。</p>

2. 地域のネットワークづくり (2/2)

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和2年度》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議等は実施されなかった 【民生委員会・シニアクラブとのネットワーク】 ・シニアクラブ連合会常任委員会に啓発資料を提供</p> <p>《令和元年》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・定例会、地域ケア会議に出席し消費生活に関する情報提供・ 【商店会連合会とのネットワーク】 ・商店会連合会“あきんど祭り”で消費者トラブル注意喚起グッズ配布 【高齢者向けサロンとのネットワーク】 ・サロン実施団体スタッフ対象“高齢者見守り講座”実施 【生活協同組合・日野市とのネットワーク】 ・パルシステム協力で、配達時に日野市と協同作成した消費生活の注意喚起情報(チラシ)を配布</p> <p>《平成30年》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・定例会、地域ケア会議に出席し消費生活に関する情報提供 【商店会連合会とのネットワーク】 ・商店会連合会“あきんど祭り”で消費生活の啓発物品等を配付 【民生委員児童委員協議会とのネットワーク】 ・民生委員・児童委員を対象に高齢者見守り講座を実施</p> <p>《平成29年》 【地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)とのネットワーク】 ・定例会、地域ケア会議に出席し消費生活に関する情報提供 ・センターの職員等対象に“高齢者見守り講座”を実施 【商店会連合会とのネットワーク】 ・商店会連合会“あきんど祭り”で消費生活の啓発物品等を配付</p>	

3. 消費者団体への支援

<消費生活センター>

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>安全・安心な消費生活が実現できるように、八王子市消費者団体連絡会を中心に、情報交換や地域の消費者団体などへの活動支援・連携強化を図ります。</p>	<p>八王子市消費者団体連絡会への消費者団体加盟を増やすことができ、市民の身近で消費生活に関する活動を進めるため、連絡会で情報・意見交換を行えました。</p> <p>様々な消費者団体が集い、消費生活に関する情報発信を消費生活フェスティバルで行いました。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体新規加入：3団体（合計8団体） ・消費者団体連絡会：3回開催 ・消費生活フェスティバル実開催 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体連絡会：2回開催 ・消費生活フェスティバル開催：WEB開催（コロナウィルス感染症拡大防止のため） <p>《令和2年度》《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体連絡会：4回開催（1回は中止） ・消費生活フェスティバル実開催 <p>《平成30年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市消費者団体連絡会：4回開催 ・消費生活フェスティバル実開催 <p>《平成29年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体連絡会：4回開催 ・企画提案講座：1回開催 ・生協の支え合いネットワーク定例会出席：2回 ・消費生活フェスティバル実開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体への情報提供と団体間の連携を促すため消費者団体連絡会を引き続き開催し、最新の情報交換に努めます。 ・消費生活フェスティバルを開催することは、消費生活情報を市民に提供するほか、様々な参加消費者団体とのネットワーク構築に役立っています。

4. 警察との連携強化

＜消費生活センター＞
今後の課題

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。</p>	<p>防犯対策連絡会への参加や防犯・防災フェアへの参加により消費者トラブル防止の情報提供・情報共有が図られ、連携を強化しました。また、消費生活審議会への警察オブザーバー参加により、消費生活トラブルの情報提供・共有を図り連携を強化しました。警察による被害の実態、被害防止のための取り組みやアドバイスをすることで、消費生活相談や消費者被害防止の注意喚起に役立てることができました。</p> <p>《令和4年度》 ・第1回消費生活審議会開催（警察オブザーバー参加）〈6月〉</p> <p>《令和3年度》 ・第1回消費生活審議会開催（警察オブザーバー参加）〈6月〉</p> <p>《令和2年度》 コロナウィルス感染症拡大のため、審議会は書面開催となった。</p> <p>《令和元年度》 ・防犯対策連絡会 出席〈11月〉 ・特殊詐欺防犯防止対策パネル展参加（チラシ配布）〈5月、6月〉 ・消費生活審議会・消費者教育推進会議開催（警察オブザーバー参加）〈7月〉</p> <p>《平成30年》 ・生活安全対策協議会 出席 〈6月、2月〉 ・防犯対策連絡会 出席 〈5月〉 ・特殊詐欺犯罪防止対策パネル展に参加 〈5月、6月〉 ・防犯・防災フェア〈3月〉</p> <p>《平成29年》 ・防犯フェアで警察と連携して啓発活動 ・振り袖販売・レンタル事業者の営業停止時対応 （消費者庁、東京都、八王子警察署、他市消費生活センターと連携） ・生活安全対策協議会 〈6月、2月〉 ・防犯対策連絡会 参加〈5月、10月、1月〉 ・防犯・防災フェア〈3月〉</p>	<p>・防犯対策連絡会やイベントへの参加を通して、情報交換・情報共有を行い関係機関との連携を強化します。</p> <p>・高齢者の消費者被害を防ぐために、今後も警察等との連携を強化していく必要があります。</p> <p>・「消費者被害の拡大防止」について、警察等との連携は必要であり、今後も連携を継続し強化する必要があります。</p>

4. 警察との連携強化 (1/2)

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	<防犯課> 今後の課題
	<p>悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。</p> <p>【防犯課】</p>	<p>警察署などの関係機関と連携しながら、各種対策を行ってきました。警察署や民生委員、ケアマネジャー等と協力しながらオレオレ詐欺等の特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象として、国の交付金を活用して購入した「自動通話録音機」を貸与する活動を実施しました。その他、あらゆる情報発信を警察と連携しながら実施していますが、特殊詐欺被害は猛威を振るっています。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯メール配信回数：293回 特殊詐欺多発地域の町会自治会へチラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 防犯指導員による活動回数：121回 自動通話録音機貸与台数：280台 特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施(警察、地域住民と連携) 中学生職場体験実習の際に特殊詐欺被害防止キャンペーン実施(警察署共催) 防犯防災フェア、消費生活フェスティバル、NPO フェスティバル参加 防災行政無線活用の検討開始 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯メール配信回数：71回 特殊詐欺多発地域の町会自治会へチラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 防犯指導員による活動回数：131回 自動通話録音機貸与台数：360台 八王子市役所本庁舎行政情報掲示板、警察ポスター掲示注意喚起(静止画・DVD)を放映 特殊詐欺啓発動画を作成し市のホームページに掲載(WEB消費者フェスティバル) <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯メール配信回数：68回 特殊詐欺多発地域の町会自治会へチラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 防犯指導員による活動回数：121回 	<ul style="list-style-type: none"> 警察署などの関係機関と連携しながら、各種対策を行ってきたものの、特殊詐欺被害は依然として猛威を振るっている状況のため、注意啓発の対象を広げ、またその方法をさらに工夫するなど、より一層の取り組みを行い、更なる被害防止を図る必要があります。 自動通話録音機を購入し、警察署やケアマネジャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象に積極的に貸与する対策は続けていく予定です。 新型コロナウイルス感染症の収束にともない、各種イベント啓発の機会が増加傾向にあるため、この機会を生かし高齢者やその家族に向けた啓発を強化する必要があります。 偶数月の年金支給日に防災行政無線を活用し、特殊詐欺被害防止の呼びかけを行うなどを準備している。特殊詐欺被害は依然として猛威を振るっており、自動通話録音機を購入し特殊詐欺被害者や被害に合う可能性の高い高齢者世帯などに積極的に貸与する活動は継続していく必要があると考えています。

4. 警察との連携強化 (2/2)

(1) 関係機関とのネットワークの強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策連絡会：1回開催(3月) ・自動通話録音機貸与台数：360台 ・八王子市役所本庁舎行政情報掲示板、警察ポスター掲示注意喚起(静止画・DVD)を放映 《令和元年》 ・防犯メール配信回数：44回(振り込め詐欺等に関する防犯情報) ・イベントでの注意喚起：長寿を祝う会、消費生活フェスティバルにおけるチラシ配布 ・その他：キッズパトロール、コピオ檜原によるチラシ配布等 ・防犯指導員による活動回数：157回 ・防犯対策連絡会：3回開催 ・自動通話録音機貸与台数：360台(令和元年度(2019年度)) ・八王子市役所本庁舎及び八王子駅南口総合事務所において、警察と合同で特殊詐欺被害防止対策パネル展示を実施 ・市民モニターに特殊詐欺被害防止の映像を放映、大横福祉センターまちなか避暑地での防犯講話実施 ・青パトで警察と合同で詐欺被害防止の広報活動を実施 《平成30年》 ・防犯メール配信回数：56回(振り込め詐欺等に関する防犯情報) ・イベントでの注意喚起：長寿を祝う会、消費生活フェスティバル、介護の日、防犯防災フェアにおけるチラシ配布 ・その他：キッズパトロールによるチラシ配布等 ・防犯指導員による活動回数：152回 ・防犯対策連絡会：3回開催 ・自動通話録音機貸与台数：200台(平成30年度(2018年度)) ・八王子市役所本庁舎及び八王子駅南口総合事務所において、警察と合同で特殊詐欺被害防止対策パネル展示を実施 ・戸吹清掃事業所・館清掃事業所・南大沢清掃事業所が行う「ふれあい収集」時における特殊詐欺被害防止対策の実施 《平成29年》 ・八王子医師会を通じて市内の各医療機関に対して、還付金詐欺被害防止啓発ポスターを掲示。 ・メール配信回数：72回(振り込め詐欺等に関する防犯情報) ・イベントでの注意喚起：長寿を祝う会、消費生活フェスティバル、消防団フェスタ、防犯フェアにおけるチラシ配布 ・その他：キッズパトロールによるチラシ配布等 ・防犯指導員による活動回数：161回 ・防犯対策連絡会：3回開催 ・自動通話録音機貸与台数：200台(平成29年度のみ) ・広報はちおうじ9/1号で特殊詐欺の特集を掲載 	

1. 商店街活性化の推進

<産業振興推進課>
今後の課題

(2) 事業者、商店会等との連携強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔の見える安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。</p> <p>【産業振興推進課】</p>	<p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、商店街連合会への加入促進活動ができませんでした。</p> <p>令和5年度に加入促進活動を再開しています。</p> <p>《令和4年度》 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、加入促進訪問活動自粛</p> <p>《令和3年度》 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、加入促進訪問活動自粛</p> <p>《令和2年度》 ・商店街支援事業「八王子市商店街にぎわい補助金」書類受付の際に、商店会連合会への加入促進を行った。</p> <p>《令和元年度》 ・商店会連合会主催イベント「あきんど祭り2019」の開催にあわせて、未加入商店会に対して加入促進を行った。</p> <p>《平成30年》 ・組織化されていない商店会に対して、会則を持つ組織化された商店会になってもらうよう働きかけを行い、2商店会が新規に設立した。</p> <p>《平成29年》 ・組織化されていない商店会に対して、会則を持つ組織化された商店会になってもらうよう働きかけを行い、3商店会が新規に設立した。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症が収束してきたので、商店街の会合等やイベント等の機会に商店会連合会の存在をPRして、加入促進につなげていきます。</p>

2. 事業者指導の実施

<生活衛生課>
今後の課題

(2) 事業者、 商店会等との 連携強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。</p> <p>【生活衛生課】</p>	<p>食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要があります。講習会などで情報提供と指導を継続して実施する活動をしてきました。また、八王子市ホームページを通じ、事業者に食中毒予防等に必要な知識や対応方法を情報提供しました。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会：8回（11月～3月） ・実務者講習会：2回（7月、11月） <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会：毎月（7月はWEB開催） ・実務者講習会2回（7月、1月／11月はWEBにて11月および2月に計4回開催） <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会（書面開催）：8回（11月～3月） ・実務者講習会（書面開催）：2回（7月、11月） <p>《令和元年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会（毎月開催）：延べ13回 ・実務者講習会：2回（7月、11月） ・大規模商業施設等食品取扱事業者に対する衛生講習会：4回 <p>《平成30年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会（毎月） ・実務者講習会：2回（7月、11月） ・出前講座 <p>《平成29年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け講習会（毎月開催）：延べ16回 ・実務者講習会：は、2回（7月、11月） ・大規模商業施設等食品取扱事業者に対する衛生講習会：4回 	<p>食品衛生上の観点から、事業者に対する指導や情報提供は継続的に実施していく必要があります。</p> <p>消費者被害が起きにくい「健全な市場の形成」に有益と考えられます。</p>

3. 事業者への啓発

<消費生活センター>
今後の課題

(2) 事業者、商店会等との連帯強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。</p>	<p>製品安全 4 法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施しています。表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認をするよう促してきました。</p> <p>《令和 4 年度》 ◎検査時期：10 月／北西地域 ・電気用品：2 店舗（4 機種） ・ガス用品：2 店舗（1 機種） ・液化石油ガス器具 ：2 店舗（1 機種） ・消費生活用製品 ：2 店舗（6 機種） ・家庭用品：2 店舗（54 品目）</p> <p>《令和 3 年度》 ◎検査時期：11・12 月／南西地域 ・電気用品：7 店舗（31 機種） ・ガス用品：3 店舗（6 機種） ・液化石油ガス器具 ：2 店舗（4 機種） ・消費生活用製品 ：3 店舗（7 機種） ・家庭用品：5 店舗（59 品目）</p> <p>《令和 2 年度》 ◎検査時期：4 月／南東地域 ・電気用品：5 店舗（12 機種） ・ガス用品：4 店舗（7 機種） ・液化石油ガス器具 ：3 店舗（5 機種） ・消費生活用製品 ：7 店舗（19 機種） ・家庭用品：15 店舗（73 品目）</p> <p>《令和元年》 ◎検査時期：9・10 月／北西地域 ・電気用品：7 店舗（10 機種） ・ガス用品：1 店舗（2 機種） ・液化石油ガス器具 ：2 店舗（4 機種） ・消費生活用製品 ：10 店舗（22 機種） ・家庭用品：21 店舗（63 品目）</p> <p>《平成 30 年》 ◎検査時期：9・10 月／北東地域 ・家庭用品：16 店舗（76 品目） ・電気用品：5 店舗（10 機種） ・ガス用品：5 店舗（11 機種） ・液化石油ガス器具 ：4 店舗（6 機種） ・消費生活用製品 ：8 店舗（15 機種）</p> <p>《平成 29 年》 ◎検査時期：9 月／南西地域 ・電気用品：12 店舗（34 機種） ・ガス用品：5 店舗（11 機種） ・液化石油ガス器具 ：5 店舗（8 機種） ・消費生活用製品 ：5 店舗（22 機種） ・家庭用品：10 店舗（47 品目） ※不適正表示・違反機種なし</p>	<p>・事業者に対する製品安全 4 法及び家庭用品品質表示法の理解を深める必要があります。</p> <p>・事業者の法令順守の意識向上は「健全な市場の形成」や「消費生活の安全・安心確保」にも有益と考えられます。今後も適切な立入検査や指導を行っていきます。</p>

4. 商店会、商工会議所との連携

<消費生活センター>

(2) 事業者、商店会等との連携強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。</p> <p>【消費生活センター】</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベントが中止された年度もありますが、令和4年度からは再開する事が出来ました。商店会連合会や商工会議所と情報交換を行う機会を持つことができました。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“あきんど祭り”(商店会連合会主催)で靈感商法・悪質商法の注意喚起を実施(1月800人対象) <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベントは中止 団体役員との情報交換は継続している <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベントは中止 団体役員との情報交換は継続している <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“あきんど祭り”(商店会連合会主催)で消費生活トラブルの啓発及び消費生活センターへの相談チラシ配布(1,750名) <p>《平成30年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“あきんど祭り”(商店会連合会主催)で消費生活の啓発物品等を配付(1,500名) <p>《平成29年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“あきんど祭り”(商店会連合会主催)で消費生活の啓発物品等を配付(2,000名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣食住の消費活動の健全化において、市内の商店会連合会や商工会議所との情報交換の機会を絶やさないように活動していく必要があります。

4. 商店会、商工会議所との連携

<産業振興推進課>

(2) 事業者、商店会等との連帯強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。</p> <p>【産業振興推進課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によるイベント中止・規模縮小のため直接情報提供の機会は減少しましたが、令和4年度より情報提供の方法をメールにする等デジタル化を進め、各団体内での情報共有を促しました。メールが受け取れない団体には郵送で情報提供しています。東京都の支援事業についてなどメールで情報提供しています。 <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベント規模縮小 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベント中止 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベント中止 <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントで啓発グッズ配布 <p>《平成30年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントで啓発グッズ配布 <p>《平成29年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントで啓発グッズ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体のイベントの実施状況を見ながら、情報提供の方法などを検討していく必要があります。

5. 計量業務を通じての事業者との連携 (2/2)

(2) 事業者、商店会等との連携強化	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》 【定期検査】 検査期間：5月～8月 検査戸数：942件 検査個数：はかり 2115個 分銅・おもり 603個</p> <p>《平成30年度》 【定期検査】 検査期間：4月 検査戸数：22件 検査個数：はかり 27個 分銅・おもり 12個</p> <p>《令和29年度》 【定期検査】 検査期間：4月～8月 検査戸数：870件 検査個数：はかり 2059個 分銅・おもり 496個</p>	<p>【立入検査】 ・検査時期：6月・7月 検査地域：南東地域 検査戸数：45件 検査個数：1,026個 ・検査時期：10月・11月 検査地域：南西地域 検査戸数：35件 検査個数：870個</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月～7月 検査地域：北東地域 検査戸数：76件 検査個数：952個 ・検査時期：10月～12月 検査地域：北西地域 検査戸数：75件</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月 検査地域：南東地域 検査戸数：47件 検査個数：990個 ・検査時期：10月～12月 検査地域：南西地域 検査戸数：41件 検査個数：891個</p>

施策の方向 1-2 安心できる市内消費環境づくり

消費生活の安定向上を図る情報について、関係機関との連携のもとに、市広報・ホームページなどで迅速に提供していく他、各種イベントなどの多様な機会を活用し分かりやすく適切に伝えます。また、商品やサービス等の安全性を確保するため、市民や事業者に対する講習会や相談会等を開催するとともに、法律に基づく様々な立入検査等を実施します。

1. 事故情報などの迅速な提供

＜消費生活センター＞

	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
(1) 情報の収集と効果的な発信	<p>商品の重大事故などが発生した場合は、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、市民への迅速な情報提供を行います。</p>	<p>センターでの相談のうち重大事故等に該当する案件については消費者庁への報告を行っています。また、タイムリーな注意喚起情報の提供に市ホームページ等を活用することで広く市民へ周知することができ、消費者がトラブルから身を守るための啓発ができるようになり相談にもつながっています。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に関する国や都からの通知は関係部署にメールするなど迅速な情報提供に努めた。 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故等(生命・身体被害分野)の通知手順について定め当該案件が発生した時は消費者庁に通知するよう周知をした。 消費者事故2件が寄せられた。 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故について消費者庁担当課と連携を図る事が出来た <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故はなかった。 新型コロナウイルス感染症等をはじめとする相談事例等に関して市ホームページ、SNS、ポスター・チラシを利用して、速やかに市民への情報提供を行った。 関係機関や民間の事業者と連携し、必要な市民へ直接情報提供ができるよう仕組みづくりに取り組んだ。 <p>《平成30年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品による重大事故はなかった。 架空請求の相談が急増した。市ホームページ、SNS、ポスター・チラシを利用して市民への情報提供を行った。 関係機関や民間の事業者と連携し必要な市民へ直接情報提供ができるよう仕組みづくりに取り組んだ。 <p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品による重大事故はなかった。 架空請求の相談が急増した。市ホームページ、SNS、ポスター・チラシ、防犯メールを利用し市民への情報提供を行った。 広報・消費生活ニュースで注意喚起を行った。 振り袖のトラブルに関して、随時 ホームページで情報提供を行うとともに、消費生活センター開館時間を延長し対応した。 広報紙へ1行広告的な消費生活センターのPRを行った。 7月には広報消費生活特集号を発行し注意喚起を図った。 	<p>・消費者事故等の通知手順については内容を整理して関係部署に再発信するようにしていきたいと考えています。</p> <p>・今後も定期的に情報を発信し消費者事故の未然防止につながるよう努めます。</p>

2. 市民への安全情報の提供

<消費生活センター>

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>商品やサービスの安全性について、国や東京都など関係機関と連携して、適宜、市ホームページ等により情報提供を行うとともに、消費生活講座などを通じて市民に情報提供を行います。</p>	<p>・関係機関からの注意喚起情報などを館内や本庁にポスター掲示、チラシを配架するなどして市民への情報提供に努めました。市民への情報発信として、消費生活ニュースを市ホームページやSNSで毎月発信した他、出前講座や消費生活講座を通じて市民への情報提供を行いました。</p> <p>《令和4年度》消費生活ニュースは毎月発行を平成29年から実施 出前講座 (6回 84名) 消費生活教育講座 (1回 24名) 消費生活講座 (2回 50名)</p> <p>《令和3年度》 出前講座 (6回 66名) 消費生活教育講座 (1回 48名) 消費生活講座 (5回 115名)</p> <p>《令和2年度》 出前講座 (2回 25名) 消費生活教育講座 (1回 32名)</p> <p>《令和元年度》 出前講座 (9回 331名) 消費生活教育講座 (3回 42名) 消費生活講座 (2回 44名)</p> <p>《平成30年度》 出前講座 (14回 301名) 消費生活講座 (4回 76名)</p> <p>《平成29年度》 「香りのマナー」のポスター掲示 (市役所、事務所、市民センター等) 出前講座 (14回 325名) 消費生活講座 (3回 38名)</p>	<p>・引き続き、関係機関からの注意喚起情報など、市民への情報提供を継続して行う必要があります。市民に適切な情報を提供することで「消費者被害の未然防止や拡大防止」に繋げていきたいと思えます。</p>

3. 関係機関との情報共有 (1/2)

<消費生活センター>

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>消費者庁、(独)国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察などの関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が悪質商法などへの対応には不可欠なため、各機関との連携を緊密にし、適切かつ迅速な情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの注意喚起情報などを館内や本庁にポスター掲示、チラシを配架するなどして市民への情報提供に努めました。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら出前講座や消費生活講座等を実施し、市民に情報提供を行うことができました。 <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携)実施 市内公共機関等へリーフレットを配布 ・「若者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携)を実施 ・「高齢者見守り講座」(高齢者あんしん相談センター共催)を実施し 知識・情報の共有を図り見守りの強化に繋げた <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携)実施 ・「高齢者見守り講座」(東京都連携)の周知・案内活動 ・民生、児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、 高齢者サロン等へリーフレット、内チラシ(兼申込書)を配布 ・市内公共機関等へリーフレットを配布 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和3年4月現在 95クラブ 15支部)6月、7月、8月に注意喚起情報を提供 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携)実施 ・「高齢者見守り講座」の周知・案内活動 ・民生・児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、高齢者サ ロン等へリーフレット、案内チラシ(申込書兼ねる)を配付公共 機関等へリーフレットを配布 ・防犯対策連絡会(書面会議)への参加 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) 2月10日、3月 10日啓発注意喚起情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が、効果的にできました。今後もネットワークの強化を図っていく必要があります。 ・ネットワークを維持と強化することは「消費生活の環境基盤整備」や「健全な消費環境」を図る上で必要です。

3. 関係機関との情報共有 (2/2)

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策連絡会への参加などを通じて、警察と消費者被害に関する情報共有を図った。 ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・出前講座などでリーフレットを配布 ・日野市と協力して注意喚起情報チラシを作成 生活協同組合が会員への商品配送時に配布 ・他市の消費者行政所管及び事業者と現状の情報交換が進み、協力体制が取れた。 <p>《平成 30 年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議会、防犯対策連絡会参加 警察と消費者被害に関する情報共有 ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・出前講座などでリーフレットを配布 <p>《平成 29 年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活安全対策協議会、防犯対策連絡会参加 ・「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」(東京都連携) 実施 ・出前講座などでリーフレットを配布 ・振り袖販売・レンタル事業者の営業停止時は、消費者庁、東京都、八王子警察署、他市消費生活センターと連携して対応にあたった。 	

4. 知識の普及・啓発 (1/2)

<消費生活センター>

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>消費生活啓発推進委員と共に消費者の消費生活に関する知識の普及に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活フェスティバルを実開催することが可能となり、対面で消費生活情報を提供することができました。 ・月間講演会では、コロナ禍において参加者にタイムリーな情報を提供することができました。 ・消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができました。 <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : 6月実施 ・生涯学習フェスティバル : 10月実施 ・月間講演会八王子会場 : 11月30日(59名) ・消費生活フェスティバル : 2月4日(366人) ・消費生活ニュース : 毎月発行 12回 ・くらしのレポート : 4・7・12・3月号発行 4回 ・広報「消費生活特集号」発行 : 9月 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : (中止) ・生涯学習フェスティバル : (中止) ・月間講演会八王子会場 : 11/30 56名 ・消費生活フェスティバル : 3/1~31WEB開催(HP閲覧数1,222件) ・消費生活ニュース : 毎月発行 12回 ・くらしのレポート : 4・7・12月号発行 3回 ・広報「消費生活特集号」発行 : 9月 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : 中止 ・生涯学習フェスティバル : 中止 ・消費生活フェスティバル : 3/1~31WEB開催(HP閲覧数2,421件) ・月間講演会八王子会場 : 11/20 68名 ・消費生活ニュース : 毎月発行 10回 ・くらしのレポート : 7・12月号発行 2回 ・広報「消費生活特集号」発行 : 9月 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルを通して消費生活に関する知識の普及に努めていく必要があります。

4. 知識の普及・啓発 (2/2)

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : 6/1 アンケート協力 500 名 ・生涯学習フェスティバル : 10/26 91 名 ・月間講演会八王子会場 : 11/22 72 名 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催)32 名 ・消費生活フェスティバル : 2/8 300 名 ・消費生活ニュース : 毎月発行 12 回 ・くらしのレポート : 7・12・3 月号発行 3 回 ・広報「消費生活特集号」発行：9 月 <p>《平成 30 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : 6/2 アンケート協力 498 名 ・生涯学習フェスティバル : 10/27 101 名 ・消費生活フェスティバル : 2/2 498 名 ・月間講演会八王子会場 : 11/30 66 名 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催)36 名 ・消費生活ニュース : 毎月発行 12 回 ・くらしのレポート : 7・12・3 月号発行 3 回 ・広報「消費生活特集号」発行：7 月 <p>《平成 29 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバル : 6/3 アンケート協力 500 人 ・生涯学習フェスティバル : 10/28 121 人 ・消費生活フェスティバル : 2/3 1,074 人 ・月間講演会八王子会場 : 11/24 66 人 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催)65 名 ・消費生活ニュース : 毎月発行 12 回 各 340 部 ・くらしのレポート : 7・12・3 月号 3 回 各 340 部 ・広報「消費生活特集号」発行：7 月 	

5. 消費生活ニュース、くらしのレポートの発行

<消費生活センター>

(1) 情報の収集と効果的な発信	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>定期的に「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。</p>	<p>「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」を発行して、消費生活に関する情報を提供することが出来ました。</p> <p>消費生活ニュースでは消費生活相談に多く寄せられた内容に関する啓発などを取り上げ、町会や高齢者あんしん相談センターなどの回覧などにも利用されています。</p> <p>SNSでの発信を見てのご意見なども市民から寄せられています。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 R4.4~R5.3月号 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 4月、7月、12月号 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 R3.4~R4.3月号 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 7月、12月、3月号 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 R2.4~R3.3月号 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 7月、12月、3月号 ・広報消費生活特集号発行 <p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 H31.4~R2.3月号 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 7月、12月、3月号 <p>《平成30年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 H30.4~R31.3月号各 350部 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 7月、12月、3月号 ・保育幼稚園課と連携して「消費生活ニュース」を保育所や幼稚園へ送り、情報提供を行った。 <p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」 : 発行 12回 各 340部 ・「くらしのレポート」 : 発行 3回 7月、12月、3月号 各 340部 ・保育幼稚園課と連携して「消費生活ニュース」を保育所や幼稚園へ送り、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」の認知が一層進むよう、内容の充実や周知を図る必要があります。 ・今後、更に効果的な情報発信をしていくには、コロナ禍で起きた“新しい生活様式”に合わせた情報発信の方法や手法等を検討し実施していく必要があります。

1. 食の安全確保と情報提供 (1/2)

<生活衛生課>
今後の課題

(2) 商品・サービスの安全性の確保	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組めます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。</p>	<p>市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全・安心の推進に寄与することが出来ました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭相談などが出来ないこともありました。事業者向け講習会などは対面開催が可能になってきており、その結果についてもホームページなどを通じ市民に広く知らせることが出来ています。</p> <p>《令和4年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：180 検体実施 ・事業者向け講習会：延べ8回開催 ・実務者講習会：7月～11月開催 ※10月開催予定「食に関する街頭相談」 (八王子食品衛生協会共催)は中止 ・市民からの依頼による出前講座：2回開催 <p>《令和3年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：176 検体実施 ・事業者向け講習会： 7月(書面開催)11月・2月 (WEB開催) (延べ4回) ・実務者講習会：7月～11月開催 ※10月開催予定「食に関する街頭相談」 (八王子食品衛生協会共催)は中止 ・市民からの依頼による出前講座：依頼無し <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：169 検体実施 ・事業者向け講習会：(書面開催) ・実務者講習会：(書面開催) ※10月開催予定「食に関する街頭相談」 (八王子食品衛生協会共催)は中止 ・市民からの依頼による出前講座：依頼無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づいた食品検査を実施し、その結果を広く知らせていく必要があると考えています。 ・消費者が「安心・安全」と感じる環境を維持・発展させていくため、事業者の食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図る機会を確保する必要があります。

1. 食の安全確保と情報提供 (2/2)

(2) 商品・サービスの安全性の確保	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：172 検体実施 ・事業者向け講習会：毎月開催（延べ 13 回） ・実務者講習会：7 月、11 月開催 ・「食に関する街頭相談」（八王子食品衛生協会共催）10 月実施 ・市民からの依頼による出前講座：5 回開催 <p>《平成 30 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：200 検体実施 ・事業者向け講習会：毎月開催（延べ 14 回） ・実務者講習会：7 月、11 月開催 ・「食に関する街頭相談」（八王子食品衛生協会共催）10 月実施 ・市民からの依頼による出前講座：4 回開催 <p>《平成 29 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で製造及び流通する食品検査：191 検体実施 ・事業者向け講習会：毎月開催（延べ 16 回） ・実務者講習会：7 月、11 月開催 ・「食に関するリスクコミュニケーション」2 月開催 ・「食に関する街頭相談」（八王子食品衛生協会共催）10 月実施 ・市民からの依頼による出前講座：4 回開催 	

2. 住まいの相談会の実施 (1/2)

<住宅政策課>

(2) 商品・サービスの安全性の確保

住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの相談会を実施します。

市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施しました。

本庁舎市民ロビーで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施しました。

市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることが出来る環境の提供が来ています。

《令和4年度》

- ・住宅増改築相談：40件
- ・住まいのなんでも相談会：相談件数 59件/開催日数 31日
- ・耐震フェア：相談件数 17件/開催日数 2日
(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)

《令和3年度》

- ・住宅増改築相談：41件
- ・住まいのなんでも相談会：相談件数 68件/開催日数 31日
- ・耐震フェア：相談件数 4件/開催日数 2日
来場者数 127名
(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)

《令和2年度》

- ・住宅増改築相談：9件
- ・住まいのなんでも相談会：相談件数 18件/開催日数 16日
- ・耐震フェア：相談件数 5件/開催日数 2日
来場者数 225名
(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)

《令和元年度》

- ・住宅増改築相談：17件
- ・住まいのなんでも相談会：相談件数 66件/開催日数 26日
- ・耐震フェア：相談件数 10件/開催日数 2日
来場者数 474名
(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)

- ・継続実施していくことが必要です。
- ・住まいの購入や建替または修繕は市民にとって、大きな消費活動であり、安心して相談できる環境を提供することは「消費生活の安全・安心」を確保する上で必要な事業と考えています。

2. 住まいの相談会の実施 (2/2)

(2) 商品・サービスの安全性確保	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《平成 30 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅増改築相談：112 件 ・住まいのなんでも相談会：相談件数 97 件/開催日数 33 日 ・耐震フェア：相談件数 4 件/開催日数 2 日 来場者数 219 名 <p>(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)</p> <p>《平成 29 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅増改築相談：41 件 ・住まいのなんでも相談会：相談件数 66 件/開催日数 31 日 ・耐震フェア：相談件数 1 件/開催日数 2 日 来場者数 412 名 <p>(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催)</p>	

1. 商品の表示に関する検査・指導の実施 (1/2)

<消費生活センター>

(3) 適正な表示、適正な取引の実現	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
	<p>製品安全 4 法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査と必要に応じて表示の指導を行います。立入時には事業者への啓発として、表示に関する冊子の配付や販売時の法的責務の再確認などを行います。</p>	<p>製品安全 4 法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に適切な表示がされているか立入検査を実施してきました。その際に表示に関する冊子の配布や説明を行い販売時における法的責務の再確認を促しています。P S マークの説明を行うなど販売店の表示に対する認識の向上を図る事が出来ました。</p> <p>立入検査は市を 4 つの地域に分け順番に実施しています。</p> <p>《令和 4 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時期 : 10 月 / 検査地域 : 北西地域 電気用品 : 2 店舗 (4 機種) ガス用品 : 2 店舗 (1 機種) 液化石油ガス器具 : 2 店舗 (1 機種) 消費生活用製品 : 2 店舗 (6 機種) 家庭用品 : 2 店舗 (54 品目) <p>《令和 3 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時期 : 11 月・12 月 / 検査地域 : 南西地域 電気用品 : 7 店舗 (31 機種) ガス用品 : 3 店舗 (6 機種) 液化石油ガス器具 : 2 店舗 (4 機種) 消費生活用製品 : 3 店舗 (7 機種) 家庭用品 : 5 店舗 (59 品目) <p>《令和 2 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査次期 : 4 月 / 検査地域 : 南東地域 電気用品 : 5 店舗 (12 機種) ガス用品 : 4 店舗 (7 機種) 液化石油ガス器具 : 3 店舗 (5 機種) 消費生活用製品 : 7 店舗 (19 機種) 家庭用品 : 15 店舗 (73 品目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律で定められた検査は継続的に実施が必要です。 ・ 検査にあわせて、冊子の配布などを行い、販売者の表示に対する認識の向上を図り「健全な市場形成」の確保を目指していきます。

1. 商品の表示に関する検査・指導の実施 (2/2)

(3) 適正な表示、 適正な取引の実現	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時期：9月・10月 / 検査地域：北西地域 家庭用品：21店舗（63品目） 電気用品：7店舗（10機種） ガス用品：1店舗（2機種） 液化石油ガス器具：2店舗（4機種） 消費生活用製品：10店舗（22機種） <p>《平成30年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時期：9月（一部10月） / 検査地域：北東地域 家庭用品：16店舗（76品目） 電気用品：5店舗（10機種） ガス用品：5店舗（11機種） 液化石油ガス器具：4店舗（6機種） 消費生活用製品：8店舗（15機種） <p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時期：9月 / 検査地域：南西地域 家庭用品：10店舗（47品目） 電気用品：12店舗（34機種） ガス用品：5店舗（11機種） 液化石油ガス器具：5店舗（8機種） 消費生活用製品：5店舗（22機種） 	

2. 適正な計量に関する検査・指導の実施 (1/2)

<消費生活センター>

	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
<p>(3) 適正な表示、適正な取引の実現</p>	<p>中核市移行に伴い権限移譲された計量業務に関して、商店や事業所において取引等に使用するはかりの定期検査、商品量目立入検査等を行います。また、様々な媒体により、適正な計量の重要性に関する啓発や情報提供を行います。</p>	<p>はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保に努めてまいりました。あわせて、スーパーマーケットや専門店を対象に計量制度の周知を図っています。また、検査結果はホームページで公表するなどして周知をしています。</p> <p>《令和4年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：4月～7月 検査戸数：408件 検査個数：はかり 851個 分銅・おもり 169個</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月～8月 検査地域：北東地域 検査戸数：74件 検査個数：899個</p> <p>・検査時期：10月～12月 検査地域：北西地域 検査戸数：70件 検査個数：1,114個</p>	<p>・計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目の立入検査を実施していくことは、「消費生活の安心・安全」を確保していく上で必要なことです。</p> <p>・立入検査の機会を利用して計量制度の周知啓発を行っていくことも必要です。</p>
		<p>《令和3年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：5月～8月 検査戸数：626件 検査個数：はかり 1515個 分銅・おもり 347個</p> <p>【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止 ※クイズ形式量目関連チラシ作成・配布</p>	
		<p>《令和2年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：4月 検査戸数：21件 検査個数：はかり 25個 分銅・おもり 12個</p> <p>【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止</p>	

2. 適正な計量に関する検査・指導の実施 (2/2)

(3) 適正な表示、 適正な取引の実現	主な取り組み	計画期間中の実績・評価	今後の課題
		<p>《令和元年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：5月～8月 検査戸数：942件 検査個数：はかり 2115個 分銅・おもり 603個</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月・7月 検査地域：南東地域 検査戸数：45件 検査個数：1,026個</p> <p>・検査時期：10月・11月 検査地域：南西地域 検査戸数：35件 検査個数：870個</p>	
		<p>《平成30年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：4月 検査戸数：22件 検査個数：はかり 27個 分銅・おもり 12個</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月～7月 検査地域：北東地域 検査戸数：76件 検査個数：952個</p> <p>・検査時期：10月～12月 検査地域：北西地域 検査戸数：75件 検査個数：1,188個</p>	
		<p>《令和29年度》</p> <p>【定期検査】 検査期間：4月～8月 検査戸数：870件 検査個数：はかり 2059個 分銅・おもり 496個</p> <p>【立入検査】 ・検査時期：6月 検査地域：南東地域 検査戸数：47件 検査個数：990個</p> <p>・検査時期：10月～12月 検査地域：南西地域 検査戸数：41件 検査個数：891個</p>	